

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market, and Asian Challenges —

活動報告

英国金融制度改革セミナー

「英国の金融制度改革の現状とコーポレート・ガバナンス—現場からの最新情報—」

(2011年1月13日開催)

金融危機がそうであったように、欧米の金融制度の動向は世界中の人々の生活に大きな影響を与えるといえます。その意味で、非西欧国家諸国はこの分野のルールのある方について議論に加わるべき資格があり、日本は、長年にわたり欧米制度を比較研究してきた非西欧国家としての独自の立場から、その主張を国際社会に発信すべき責任を負っていると考えます。こうした信念で、本研究所では、英米の金融制度改革の研究を継続的に行い、特に金融恐慌の欧米の動向に関して、2009年「金融危機—日本の評価軸を欧米に問う」とする日本からのメッセージを発表しました。現在、特に、ヨーロッパの、ジェントルマンズルール、プリンシプル、ベストプラクティスといった、法という形をとらないルールを理解し、成熟市民社会型の規範意識やルールのあり方に対する問題意識をもって、日本の制度論に生かさなければならない、という関心のもと研究を深めています。今回、こうした関心のもと、英国の最新状況を学ぶべく、リチャード・フレック氏（ハーバートスミス法律事務所パートナー）をお招きし、ご報告頂きました。



【報告者】

リチャード・フレック (Richard Fleck)

(ハーバートスミス法律事務所パートナー)

【コメンテーター】

河村賢治(関東学院大学准教授)

坂東洋行(早稲田大学大学院後期課程・三菱UFJ信託銀行)

渡辺宏之(早稲田大学法学学術院教授)

【共同司会】

上村達男(早稲田大学教授・早稲田大学GCOEリーダー)

小田博(ロンドン大学ユニバーシティカレッジ教授)

【主催】早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所

【共催】ハーバートスミス法律事務所

フレック氏は、最初に、金融危機後に進められている、EU及び英国での、金融機関に対する規制状況について概説されました。ヨーロッパでは、新しい金融規制が導入され、監督機関についても改革が行われており、同様の危機を二度と招かないように、EU全体での統一したルールの策定が検討されているとの解説がありました。また、英国については、FSAは解体され、いくつかの専門機関に権限が委譲されていくことが決まっており、その決定にある背景について、詳しい説明がありました。続いて、コーポレート・ガバナンスと会計報告における英国及びヨーロッパの進展について、報告がありました。

次に、コメンテーターによるコメントがそれぞれ行われた後、上村達男教授、小田博教授の共同司会によるパネルディスカッションでは、活発な意見交換が行われました。



Symposium & Seminar

本研究所では多くの研究会・シンポジウムが随時開催されており、ここではその一部をご紹介します。

■企画講演会「ヨーロッパ消費者法の最近の動向」

(2010年11月6日開催)

本講演会では、ハンス・W・ミクリッツ教授（ヨーロッパ大学研究所(フロレンツ)）、ノルベルト・ライヒ名誉教授（ブレーメン大学）をお招きし、消費者法について、ヨーロッパの最新の議論や動向をお話し頂きました。まず、本学後藤藤巻教授よりの挨拶の後、ハンス・W・ミクリッツ教授から、「消費者の集団的被害救済」をテーマに報告が行われ、EU内における集団的訴訟制度について説明がなされました。次に、ノルベルト・ライヒ名誉教授が、「ヨーロッパ消費者法の統一と消費者権利指令草案」をテーマに、ヨーロッパ契約法及び消費者法の統一化の動向について報告を行いました。その後、中田邦博教授（龍谷大学）も交えて、日本の消費者法の展望について活発なディスカッションが行われました。

■第11回「憲法と経済秩序」研究会

(2010年11月7日開催)

本研究会は、内野正幸 中央大学教授と武田芳樹 山梨学院大学専任講師を報告者としてお迎えし、開催しました。

最初に、内野正幸教授より、「障がい者の生活手段利用権」と題し、報告して頂きました。教授は、ロールズ、セン、ヌスバウムといった障害者の問題を上げた理論を紹介し、障害者を念頭において、「自由」を再構成する必要があるとするとともに、憲法学説の解釈を紹介しました。

続いて、武田芳樹専任講師より、「経済権力と司法審査」と題し、報告して頂きました。裁判官の公選制と選挙過程における被告人の裁判官の買収について、実際の事例を引用し解説があり、経済立法についても厳格な司法審査を行うことが要請されるとされました。そして、具体的な違憲審査基準を決定するための枠組みを作ることが目指されるべきと報告されました。以上に引き続き、活発な議論が行われ、盛況をもって終了しました。

■シンポジウム「英米の金融制度改革を検証する ―日本はどのように受け止めるべきか―」

(2010年11月15日開催)

本シンポジウムは、オバマ大統領の金融制度改革と英国保守党の金融制度改革を比較検討し、一貫してこの問題を追及してきた若手研究者による、最新の状況を踏まえた研究成果を公表するべく開催されました。

また、日本としてこうした英米の制度改革をいかに評価

すべきなのか、日本自身がなすべきことに対する示唆はないのか、を論議しました。

挨拶：上村達男(GCOE研究所所長、早稲田大学教授)

【テーマと報告者】

「英国における金融制度改革―米国法との対比において―」
河村賢治(関東学院大学准教授)

「ドッド・フランク法―総論と各機構改革―」

坂東洋行(早稲田大学大学院後期課程・三菱UFJ信託銀行)

「デリバティブとファンド規制」

渡辺宏之(早稲田大学法学学術院教授<GCOE>)

「証券化・格付け・その他の証券規制改革」

若林泰伸(國學院大学准教授)

【コメンテーターによるコメント】

池尾和人(慶応義塾大学教授)

黒沼悦郎(早稲田大学教授)

松尾直彦(西村あさひ法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士・東京大学客員教授)

引き続き、報告者とコメンテーターによるパネルディスカッションが、上村達男教授の司会で行われました。



■『アジア・東京 債券市場創設フォーラム』～アジアと日本の金融資本市場の発展のために～

(2010年11月16日開催)

2010年4月に早稲田大学GCOEより公表した「アジア域内プロ向け国際債市場」とその日本国内版である「我国プロ向け公募債市場」の創設提言は、関連省庁よりの支持を頂き、それを受け、本年6月18日、「プロ向け社債発行・流通市場の整備」を含む我が国の新成長戦略が閣議で正式決定され公表されるに至りました。一方、アジア域内の現地通貨建て債券市場の育成と域内民間貯蓄を市場に振り向けることを目的として「ASEAN+3アジア債券市場イニシアチブ」(ABMI: アセアン10カ国と日・中・韓の枠組み)が、2003年のASEAN+3財務大臣会議で合意、設立され、この枠組みのもと、去る9月28日には、域内の官民(ADB、域

内各国の当局者及び金融資本市場専門家)の協力によって、「ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)」の第一回の会合が東京で開催され、取引規制や市場慣行の調和調整のあり方についての討議が行われました。域内市場共通の基準の確立と慣行の標準化を目指して、ABMFの活動がスタートしたところです。

このABMI/ABMFの活動は、わが国におけるプロ向け債券市場創設の動きと、まさに整合的であり、早稲田大学GCOE・東京証券取引所グループ・アジア資本市場協議会は、相互に協力して、ABMFの活動に協力しつつあります。本フォーラムでは、こうした活動の現状を報告するとともに、アジアと日本の新市場の重要性についてパネルディスカッションを行いました。

最初に、東証グループ 斉藤社長と早稲田大GCOE上村所長による挨拶があった後、犬飼教授の司会により、三部にわたっての報告が行われました。第一部では、日本の新成長戦略の柱の一つである東証グループの新リスティング市場の検討状況と、その背景となっている早稲田大学GCOEの提言に関する説明、その大前提となっている2008年のプロ向け市場法制整備の意義についての説明が中心になされ、第二部では、ABMI/ABMFの動きを中心に、財務省及びABMFの関係者によるパネルディスカッションが行われました。最後、第三部では、アジアと日本の新市場の重要性について自由に議論がなされました。

【開会挨拶】

東京証券取引所グループ 取締役兼代表執行役社長 斉藤 惇
早稲田大学GCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所所長 教授 上村達男

【第一部:新リスティング市場について】

「早稲田大学GCOEの新市場創設提言」

早稲田大学教授 犬飼重仁

「東証グループの新市場創設に向けた検討状況」

東証グループ(TOKYO AIM取引所COO) 伊藤 豊

「新市場創設の意義」

パークレイズキャピタル証券 鈴木裕彦

「プロ向け市場法制整備と新成長戦略」

金融庁総務企画局総務課長 三井秀範

「成長資金の円滑な調達環境の整備」

経済産業省経済産業政策局産業資金課長 土本 一郎

【第二部:ABMI/ABMFの活動について】

基調報告1「ABMIとABMFの意義について」

財務省国際局地域協力企画官 岩井和司

基調報告2「ABMFの活動について」

アジア開発銀行エコノミスト・地域経済統合室(OREI)

所属 山寺 智(マニラよりビデオコンフェレンス方式による参加)

基調報告3「ABMFへの韓国の対応」

韓国資本市場研究院リサーチフェロー(ABMFサブ・フォーラム2メンバー) ヒョン・スク

[パネルディスカッション]

モデレータによる補足

早稲田大学 犬飼重仁(ADBコンサルタント)

ABMF サブ・フォーラム1

議長 東証グループ(TOKYO AIM取引所COO) 伊藤 豊
日本証券業協会 国際部 部長 椎名隆一

【第三部:パネルディスカッション-アジアと日本の新市場の重要性】

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 早稲田研究会共同座長 築瀬捨治

東証グループ(TOKYO AIM取引所COO) 伊藤 豊

パークレイズキャピタル証券 引受審査部ディレクター

鈴木裕彦

野村証券キャピタルマーケット部マネージング・ディレクターDCM担当 東 正憲

大和証券キャピタル・マーケット(株) グローバル・マー

ケット業務部部长 吉田 聡

みずほ証券 グローバルリサーチ本部 本部長代理 安藤 毅

早稲田大学大学院(三菱UFJ信託銀行) 坂東洋行

日立製作所 財務二部担当部部长 藪田敬介

総合研究開発機構元主任研究員 玉木伸介

韓国資本市場研究院リサーチフェロー ヒョン・スク

早稲田大学教授 犬飼重仁

【司会・進行】

犬飼重仁(早稲田大学GCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所所属、早稲田大学教授)

【共催】

早稲田大学グローバルCOE

東京証券取引所グループ

アジア資本市場協議会



■「基本的法概念のクリティーク」研究会

(2010年11月25日開催)

本研究会は、東欧などの体制以降国における市民社会の創成について、法の果たす役割を考察し、法と市民社会のあるべき関係、その可能性を原理的に検討すべく開催されました。報告者として、Prof. Dr. Herbert Küpper (Institut für Ostrecht) をお招きし、「体制移行国における市民社会建設に際する法の役割」をテーマに報告して頂きました。

【コメンテーター】白藤博行教授（専修大学）

Küpper教授は、最初に、市民社会の定義と内実を概説した後、体制以降国と何か、そして市民社会にとって必要な規制の枠組みとしての法とは、について論じられました。そして、市民社会に関して法が述べなければならない諸問題として、1) 自発的結社の組織化の諸形態、2) 市民社会



会における活動の諸領域、3) 市民社会の諸組織に対する法的保護のあり方、4) 法的な文化に対する一般的な諸問題をあげ、市民社会にとって必要な前提条件としての法について論じられました。

■特別セミナー（第六回）「独占禁止法の域外適用」

(2010年12月4日開催)

「経済法・国際経済法の諸問題」グループでは、域外適用を重要な研究課題としており、その成果を、中間報告書『独占禁止法の域外適用—グローバル化時代の独禁法適用のあり方—』としてまとめています。今回は、独禁法の分野で広く知られている村上政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授を報告者としてお招きし、「独占禁止法の域外適用」をテーマにご報告頂きました。最初に 1980 年代以降の国際的な動向を概観した後、現在の二国間協定について解説がありました。そして、独占禁止法の域外適用について、具体的な事例を引きつつ解説されました。引き続き行われた質疑応答では、参加者から質問が寄せられ、活発な議論が行われました。

■公開シンポジウム「監査上の懐疑主義と循環取引—財務諸表監査と内部統制との関連において—」

(2010年12月17日開催)

2004年ごろから、循環取引に起因する上場企業による不正な財務報告が頻りに報告されています。循環取引そのものの発見がどうしても遅れるため、繰り返された循環取引が財務諸表に大きな影響を及ぼし、さらに監査の失敗に結

びついているように見受けられます。循環取引に起因した不正な財務報告(不適切な財務報告)は、日本を代表する大監査法人が関与した被監査会社に共通して関係しており、一部の監査法人、公認会計士に限定されたものではありません。経営トップが指示した循環取引であれば、ガバナンスのあり方そのものに問題があったといえますが、そうでない場合の循環取引は企業の内部統制の有効性(内部監査の有効性)の問題に大きく関連していると思われます。

本シンポジウムでは、こうした問題について、鳥羽至英教授（早稲田大学商学大学院・商学部）が、循環取引と監査上の懐疑主義」と題し、監査上の懐疑主義に関する一連の流れをとりわけ監査規範との関係で説明した後、職業的懐疑心の発揮が一段と求められる循環取引について、高岡俊文氏（公認会計士(株式会社 KPMG FAS・執行役員パートナー)）が、実務で広くいわれている循環取引の形態及びその徴候について説明しました。次に、市川克也氏（公認会計士(新日本監査法人)）が、証券取引等監視委員会での経験を踏まえ、財務諸表監査に関連して循環取引の問題を説明し（「循環取引—監査及びその周辺領域に関する問題」）、最後に、大森一幸氏（公認会計士(あずさ監査法人・パートナー)）が、監査の品質管理という支店からこの問題を取り上げました（「巧妙化する粉飾手口—監査人の対応と責任」）。



■第12回「憲法と経済秩序」研究会

(2011年1月9日開催)

本研究会は、鈴木秀美 大阪大学教授と、大林啓吾 帝京大学専任講師を報告者としてお迎えし、開催しました。

まず、鈴木教授より、「新放送法における放送の自由」をテーマとする報告がありました。教授は2010年11月に成立した「放送法等の一部を改正する法律案」について、その概要を解説し、その問題点を紹介しました。放送法と経済秩序の関係にも言及があり、活発な議論が行われました。

次に、大林専任講師より、「リスク報道と信用毀損—食の安全をめぐる憲法問題—」をテーマとし、報告がありました。食の安全の取り組みと国家の情報提供活動について、カワイレ訴訟などを例に概説し、法的統制と法的責任の行方について論じられました。

■ 社会法研究会「アメリカにおける貧困法の展開と課題」

(2011年1月14日開催)

【報告者】ルーシー・ウィリアムズ ノースイースタン大学教授

【テーマ】「アメリカにおける貧困法の展開と課題」

【通訳者】関ふ佐子 横浜国立大学准教授

リーマンショック以降、日米でますます加速する貧困を克服するために、社会保障法は何をすべきかについて、ルーシー・ウィリアムズ ノースイースタン大学教授を報告者としてお招きし、米国の事例と法政策の最新状況を報告して頂きました。

■ 社会法研究会「アメリカ労働法の機能不全と改革の展望」

(2011年1月14日開催)

リーマンショックに端を発する世界恐慌は、アメリカの強い影響にある世界の国々の貧困の拡大・固定化をもたらしました。そこで、これ以降、アメリカにおいてみられる労働法の機能不全について、労働のための新たな「ニューディール」の必要性を説くカール・クレア教授（米国ノースイースタン大学）をお招きし、日米の労働法理論のあるべき姿について、議論を行いました。クレア教授は、報告の中で、特に、現在世界的に見られる組合活動の弱体化の現状と原因につき報告し、弱体化が労働者の世界的な労働条件の低下を招いていると警鐘を鳴らしました。

挨拶：アメリカ労働法のいま 石田真 早稲田大学教授

【報告者とテーマ】

カール・クレア ノースイースタン大学ロースクール教授

「アメリカ労働法の機能不全と改革の展望」

【通訳】松元千枝氏（フリーランス・ジャーナリスト）

■ 国際シンポジウム「労働者の貧困と社会法の役割ー労働法と社会保障法の交錯ー」

(2011年1月15日開催)

【報告者】

カール・クレア ノースイースタン大学教授

ルーシー・ウィリアムズ ノースイースタン大学教授

田端博邦 東京大学名誉教授

菊池馨実 早稲田大学教授

石田真 早稲田大学教授

リーマンショック以来の経済危機は、日米両国において、多くの失業者を生み出すとともに、非正規労働者など、不安定な雇用条件の下におかれている多くの労働者の状況をさらに悪化させ、国内における貧困の拡大を招いてしまいました。本シンポジウムは、労働者の貧困の拡大・固定化現象がみられる日米両国において、こうした状況を打開す

るために社会法が果たすべき役割について、労働法及び貧困法の両面から検討することを目的とし開催しました。

シンポジウムでは、リーマンショックに端を発する金融危機が日米両国の雇用状況にどのような影響を与え、貧困の拡大を招いているのか、そうした状況がそれぞれの国の労働法制や社会保障法性にどのような問題を提起しているのか、について検討が行われました。また、大局的見地から、社会法の果たすべき役割について議論が行われました。

個別報告

(1) 不安定雇用、シングルマザーと『社会契約』

ルーシー・ウィリアムズ ノースイースタン大学教授

(2) 不安定雇用ー労働法と貧困法の間ー

カール・クレア ノースイースタン大学教授

(3) ワーキング・プアはなぜ生まれたかー雇用と貧困の社会法ー

田端博邦 東京大学名誉教授

続いて、社会保障法の見地から、菊池教授が、労働法の見地から、石田教授がそれぞれコメントを行いました。国内の著名な社会保障法の研究者や、政策担当者も多く出席され、活発な議論が交わされました。



■韓国債券市場セミナー

【第2回 日・韓ABMF(アセアン+3ボンドマーケットフォーラム)関連会合】 (2011年1月17日開催)

アジア域内の現地通貨建て債券市場の育成と域内民間貯蓄を市場に振り分けることを目的として、「ASEAN+3 アジア債券市場イニシアチブ」(ABMI:アセアン10カ国と日中韓の枠組み)が、2003年のASEAN+3財務大臣会議で合意、設立され、このABMIの枠組みのもと、去る9月28日には、域内の官民(ADB、域内各国の当局者及び金融資本市場専門家)の協力によって、「ASEAN+3 債券市場フォーラム(ABMF)」の第一回の会合が東京で開催され、取引規制や市場観光の調和調整のあり方についての討議が行われました。域内共通のプロ向けのホールセール市場創設の重要性が共通の二意識(ヴィジョン)となり、クロスボーダー/インターリージョナルの域内債券取引の円滑化とコスト削減のため、域内市場共通の基準の確立と慣行の標準化を目指して、ABMFの活動がスタートしたところです。

このABMI/ABMFの活動は、わが国におけるプロ向け債券市場創設の動きと、まさに整合的であり、早稲田大学GCOE・東京証券取引所グループ・アジア資本市場協議会は、相互に協力して、ABMFの活動に協力しつつあります。今回のセミナーでは、韓国の市場関係者をお招きし、韓国の債券市場の現状と課題についてご報告して頂き、日本と韓国をはじめとするアジアの債券市場のあり方について有意義な意見交換を行いました。

第一部においては、犬飼教授による開会の挨拶と本セミナーの趣旨に関する説明があった後、韓国の債券市場の概要及び最近の動向、アジア共通の債券市場に関する問題点についての報告が行われました。続く第二部では、各論として、Free Bond Market、国債市場、Securities Settlementに関する報告がそれぞれ行われました。最後に第三部で、日本の債券市場の現状と課題についての報告がなされ、犬飼教授から、総括として、アジア域内債券市場のあり方について報告があった後、討論論が行われ、活発な意見交換が行われました。

【報告者とテーマ】

◆韓国の債券市場について (I)

SeiWoon Hwang(Research Fellow, KCMI)

「Korean Bond Market Outlook for 2011」

PilKyu Kim(Research Fellow, KCMI)

「ABS Market in Korea」

Heejin Noh(Research Fellow, KCMI)

「Vitalizing High-yield Bond Market in Korea」

Hyun Suk(Research Fellow, KCMI)

「Asian Common Offshore Bond Market and Monetary Stability Issues」

◆韓国の債券市場について (II)

SungHwan Yoon(Korea Financial Investment Association)

「Free Bond Market by KOFIA」

YunSaeng Kim(Korea Exchange)

「Government Bond Market and KRX」

JongHyung Lee(KSD)

「Securities Settlement in Korea」

◆日本の債券市場 -- Recent Development and Comments

伊藤 豊(東証グループ・TOKYO AIM取引所 COOSenior Officer, Corporate Strategy Department & Listing Department, 東京証券取引所)

「TOKYO PRO-BOND Market」

椎名隆一(日本証券業協会 国際部 部長)

「Vitalizing Japanese Corporate Bond Market」

犬飼重仁(早稲田大学法学学術院教授・ADBコンサルタント)

「Asian Inter-regional Bond Market」

【主催】

早稲田大学GCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所
東京証券取引所グループTOKYO AIM取引所

【共催】 ABMF-J/ABMF-K



■Stephen A. Zeff教授(Rice University)の会計講演

(2011年1月20日開催)

【報告者】

Stephen A. Zeff, Herbert S. Autrey Professor of Accounting, Jesse H. Jones Graduate School of Business, Rice University

【テーマ】「国際会計基準委員会から国際会計基準審議会への移行と直面する課題」

ゼフ教授は、アメリカにおける会計原則(会計基準)の設定・歴史的展開、諸外国における会計基準の設定、および国際会計基準の設定に関する分野を対象に、これまで一貫して会計規範に関する研究を続けてこられ、この領域について最も深い学問的な洞察を加えてきたアメリカ会計学界におけるトップ級の会計学者の1人です。

本講演会では、国際会計基準委員会 (IASB) から国際会計基準審議会 (IASB) への移行について、IASB (1973-2000) の動向を各国における状況とともに時系列に解説するとともに、2001年のIASBの設立の状況とISACからの移行、また、その後の問題等について概説されました。実務家など多くの参加者が参加し、講演に熱心に耳を傾けていました。

【主催】早稲田大学法研グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所

【共催】

早稲田大学大学院商学研究科

早稲田大学大学院会計研究科

早稲田大学産業経営研究所

早稲田大学会計研究所



■知的財産法・国際私法シンポジウム「知的財産権に関する国際私法原則－日韓共同提案を中心に－」

(2011年1月29・30日開催)

知的財産法・国際私法研究グループは、最近の数年来の研究成果を2010年9月のソウル大学での研究会で「知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)」として完成しました。これは、日本と韓国の国際私法学会の若干の会員の共同研究により、ヨーロッパ・マックス・プランク・グループ(EMPG)の「知的財産に関する抵触法原則」の草案とアメリカ法律協会(ALI)の採択した「知的財産：国境を越えた紛争における管轄権、法選択および判決に適用される原則」を参考にしながら、東アジアにおける知的財産権に関する最小限の共通原則をモデルロー的な原則として提案しようとするものです。この共同提案について、この度、

EMPGの二人の研究者、中国からの二人の研究者、それにこの共同提案を作成したグループに所属する韓国と日本の研究者を招へいして、公開の研究会を開催しました。

【プログラム】

1月29日 (土)

開会の辞：木棚照一教授 (早稲田大学法学学術院法務研究科)

第1部：ヨーロッパ・マックス・プランク・グループ(EMPG)の「知的財産における抵触法原則(CLIP)」について
座長 渡邊惺之教授 (立命館大学大学院法務研究科)

【報告者とテーマ】

Prof. Dr. Annette Kur (Max Planck Institute for Intellectual Property and Competition Law, Germany)

“The CLIP Principles: Certain Core Aspects”

Dr. Rita Matulionyte (Leibniz University Hannover, Germany)

“Law Applicable to Copyright Infringements in the ALI and CLIP Proposals”

第2部：早稲田大学グローバルCOE研究グループによる

「知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)」

座長 崔公雄弁護士 (韓国国際私法学会名誉会長)

【報告者とテーマ】

基調報告：木棚照一教授 (早稲田大学)

野村美明教授 (大阪大学大学院国際公共政策研究科)

「日韓共同提案における一般規定」

中野俊一郎教授 (神戸大学大学院法学研究科)

「日韓共同提案における国際裁判管轄権」

石光現教授 (韓国ソウル大学校法科大学)

「日韓共同提案における準拠法」

李圭鎬教授 (韓国中央大学校法科大学)

「日韓共同提案における外国裁判の承認及び執行」

【ディスカッション】

座長 櫻田嘉章教授 (甲南大学法科大学院)

1月30日 (日)

第3部：中国の国際私法および国際民事訴訟法からみた「知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)」

座長 木棚照一教授 (早稲田大学法学学術院法務研究科)

【報告者とテーマ】

郭玉軍教授 (中国武漢大学国際法研究所)

「中国の新しい国際私法からみた日韓共同提案の準拠法規定」

李旺教授 (中国清華大学法学院)

「中国国際民事訴訟法からみた日韓共同提案」

閉会の辞：崔公雄弁護士 (韓国国際私法学会名誉会長)

(同時通訳有(日本語、英語、韓国語、中国語))

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■国際知的財産セミナー 中国における技術移転と特許法

【日時】2011/03/19 13:30～17:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス14号館102教室

【要旨】特許法第三次改正の施行後における中国の技術移転活動に関して、中国の著名な知財法専門家や研究者、実務家を招聘して、ご講演いただきます。

総合司会：高林 龍（早稲田大学大学院法務研究科教授・知的財産法制研究センター長）

司会進行：兪 風雷（天津大学文法学院准教授・知識産権研究センター長）

基調講演：「中国知的財産と技術移転の法体系」

陶 鑫良（同济大学知識産権学院院長）

報告1：「国際技術移転について」

張 乃根（復旦大学知識産権研究センター長）

報告2：「上海市における技術移転の奨励政策」

許 春明（上海大学知識産権学院副院長）

報告3：「大学技術移転の影響」

李 旭（天津大学文法学院院長）

報告4：「中国における技術秘密情報の移転」

黄 武双（華東政法大学知識産権学院副院長）

報告5：「技術移転の奨励政策と特許法」

兪 風雷（天津大学知識産権研究センター長）

18：00～ 懇親会（UniCafe125）参加費4000円

主催：早稲田大学国際産学官連携本部

共催：早稲田大学GCOE知的財産法制研究センター

(RCLIP)・早稲田大学重点領域研究機構知的財産拠点形成研究所(IIIPs-Forum)・天津大学知識産権研究センター(TRCIP)

■コンプライアンスの現状と課題～企業コンプライアンスと法規制のゆくえ～

【日時】2011/03/12 13:00～17:00

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス14号館101教室

【要旨】

刑事法研究グループでは、わが国の企業コンプライアンスの現状について、一部上場企業約2500社を対象に大規模調査（「企業のコンプライアンス等に関するアンケート調査」）を実施し、約450社から回答を得ました。2004年10月に行った同様の調査の結果との比較をも踏まえつつ、企業法務担当者と法学研究者の建設的な討論を通じて、わが国のコンプライアンス体制の「これまで」の変遷を回顧するとともに、「これから」のあるべき姿を探り、コンプライアンス論の未来を展望します。そして、2004年調査以来の社会および企業をとりまく状況の変化に対応し、企業の適正な活動を支援するためのより良い法システムの構築を目指します。

司会：

甲斐克則（早稲田大学教授）・田口守一（早稲田大学教授）

(1)基調報告 「アンケート調査分析結果」

甲斐克則（早稲田大学教授）

(2)コメント：

島岡聖也（株式会社東芝 法務部長）

辰口 久（プリマハム株式会社 執行役員 コンプライアンス室長）

加藤ひとみ（高砂香料工業株式会社 法務・特許部長）

松澤 伸（早稲田大学教授・内閣府経済社会総合研究所 研究員）

(3) 討 論

(4)総 括 曾根威彦（早稲田大学教授）

【主催】早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所

【協力】社団法人商事法務研究会

編集・発行

早稲田大学グローバル COE プログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜（グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局）